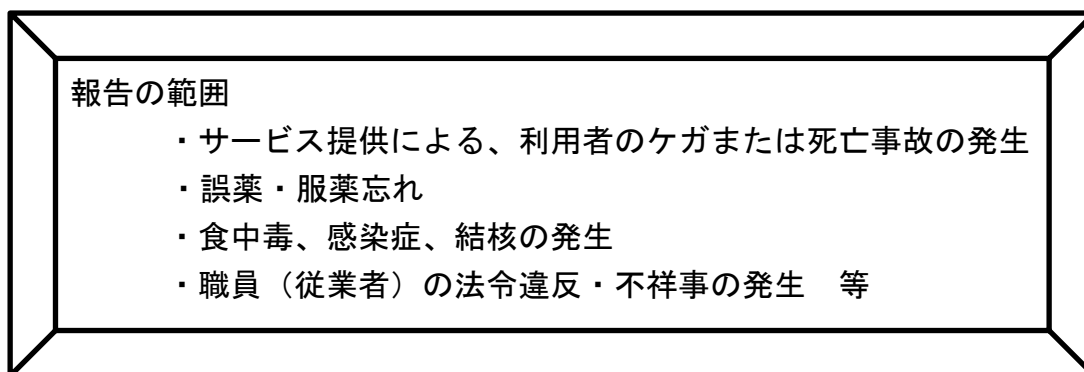


# 事故発生時の報告について

## 1. 事故発生時の報告について

川西市では、運営基準等で定められている「事故発生時の対応」に基づき、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領（別紙1）」を定め、介護保険サービス提供中に事故が発生した場合には、当該利用者の家族等や当該利用者の介護支援専門員等に連絡を行うこと、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を「介護保険事故報告書（別紙様式）」として、川西市介護保険課へ提出することを義務付けており、事故の再発防止と適切な対応を介護保険事業者に求めています。



## 2. 介護保険事故報告の流れ

- (1) 川西市内の介護保険指定事業者が、川西市の被保険者である利用者  
にサービスを提供した際に事故が発生した場合

介護保険事業所 → 事故報告 → 川西市 介護保険課

- (2) 川西市内の介護保険指定事業者が、川西市外の被保険者である利用者  
にサービス提供した際に事故が発生した場合

介護保険事業所 → 事故報告 → 川西市 介護保険課  
→ 他市 介護保険担当課

### 3. 報告手順

**第一報** 事故後、事業所は速やかに川西市に電話で報告します。

- ・「速やか」とは、当日もしくは翌日中。遅くとも3日以内。
- ・第一報の内容は「いつ・どこで・誰が・初期対応」を中心とした内容

- ・川西市介護事故報告書（別紙様式）を用いて事故報告書を作成し、郵送もしくは、持参にて提出してください。

- ・事故報告書には、事故の原因や再発防止策についても記載してください。

### 4. 報告に対する介護保険課の対応

- ・事故発生状況や事故の原因分析、再発防止の取り組みを確認し、必要に応じて事業者への調査・指導を行う場合があります。
- ・兵庫県高齢福祉課、阪神北県民局監査指導課に報告する場合があります。

### 5. その他

報告様式「川西市介護保険事故報告書」は市ホームページからダウンロードできます。

→暮らし・手続き → 福祉・介護・健康 → 介護保険  
→ 介護保険の様式集（ページ番号1001119） → 事故報告書